

# 今回の公園等審査会での主な論点要旨

## (県立都市公園における「指定期間の延長」と「指定管理者制度のあり方」について)

- 前回の審査会（R7.3）では、導入から約20年が経過した指定管理者制度の課題などを説明。
- 今回の審査会では、「公園の特性や民間活力を活かせる柔軟な指定管理者制度の導入」に向けて、公園ごとの特性の把握・整理の方法や、民間等への意向調査の方法について資料を説明。
- そこで、特に下記の「I 公園ごとの特性の把握・整理」の1～3、「II 民間等への意向調査」の4～6の視点から、資料をご確認いただき、ご意見を伺いたい。

### I 公園ごとの特性の把握・整理

- 1 公園を「自然環境保全型」「観光型」「地域密着型」「多機能型」の4タイプに分類すること  
(「資料2」5ページ、「資料3」1ページ)
- 2 公園の特性を整理したマトリック表の(1)公園の分類～(7)公民連携候補箇所の項目  
(「資料2」5ページ、「資料3」2ページ)
- 3 想定される公園の管理運営形態を以下のとおり分類すること  
(「資料2」6ページ、「資料3」2ページ)
  - ①P-PFI等による公民連携の可能性がある公園
  - ②指定管理者による利用促進や自主事業の拡充の可能性がある公園
  - ③計画的かつ順応的な自然環境管理を行う必要がある公園
  - ④これまでどおり指定管理を行う公園

### II 民間等への意向調査

- 4 意向調査の対象となる民間等（「資料2」6ページ、「資料3」3ページ）
- 5 意向調査項目（「資料3」3ページ）
- 6 民間等への意向調査に使用する公園の基礎情報シートの内容（「資料4」「資料5」）